

令和6年度沖縄まーさむん消費拡大支援事業（調査分析）公募要領

沖縄県では、以下の事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 委託業務名

令和6年度沖縄まーさむん消費拡大支援事業（調査分析）委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 委託業務の目的

沖縄県では、これまでも県産農林水産物の認知度向上やおきなわブランドの確立に向けた取組を実施しており、一定の効果が得られている。

一方、近年の農林水産物の流通形態は従来の市場中心から、直売やEC（電子商取引）等多様化しており、新たな販売チャネルの開拓による「稼ぐ力」の創出が求められる。

本事業では、マーケティングの観点から新たな販売チャネルの開拓のための調査分析を行い、加工品を含めた農林水産物の販売流通実態を踏まえた実践的な取組の方策を検討することで、販路拡大のための実践的な商談会及びプロモーション等の販売促進に繋げることを目的とする。

4 企画提案の内容

企画提案仕様書のとおり

5 公募期間

令和6年5月2日（木）から令和6年5月24日（金）正午まで（必着）

6 提案額

3,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

7 応募資格

次の要件を満たす事業者または複数の事業者からなる共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用する（ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く）。

<地方自治法施行令>

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- き、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県内に本店又は支店を有する事業者であること。
- (6) 本事業の趣旨に沿った調査等を実施する能力を有すること。
- (7) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (8) 業務を円滑に実施できる体制を有する者であること。
- (9) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体の中に代表事業者を1者置くものとする。代表事業者は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する事業者を代表する。
 - イ 代表事業者が応募を行うこと。
 - ウ 代表事業者は以下の要件を満たすことが必須である。
 - (ア) 沖縄県内に本店又は支店を有していること。
 - (イ) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - エ 全ての構成員が上記(1)～(4)までの要件を満たし、いずれかの構成員が上記(5)～(8)までの要件を満たすこと。
 - オ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、事業者単体で申請することはできない。

8 応募の手続き（スケジュール）

質問受付期間	受付期限：令和6年5月17日（金）正午まで 提出先：沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 疑義がある場合、質問書（様式1）を記入し電子メールにより提出してください。 <u>※お電話での問い合わせは受け付けておりません。</u> （提出先） E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp ※回答はグローバルマーケット戦略課HPにて掲載します。
提案書提出	提出期限：令和6年5月24日（金）正午（必着） ※時間厳守

	<p>提出先：沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。</p> <p>(提出先) 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号：098-866-2340 FAX番号：098-866-2526</p>
<p>審査委員会</p>	<p>日時：令和6年5月31日（金）時間未定</p>
	<p>場所：県庁14階 商工労働部会議室</p> <p><u>※詳細な時間や場所は、提案書受付後、書類審査のうえ、前日までにご連絡いたします。</u></p> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査通過者はプレゼンテーション審査を実施しますので、各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明をお願いします。 ・1応募者から2名までの参加とさせていただきます。 ・説明時間15分程度、質疑15分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・時間の都合上、紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用は不可とします。

9 提出書類及び必要部数等

下記様式2～様式7、その他資料を一連にして片面印刷で10セット（原本1部、コピー9部、※カラーコピーとする）を作成し、ダブルクリップで留め、とじしろ位置の中央2箇所パンチ穴を開け提出すること。（ステープル及びフラットファイル等に綴っての提出は不要。）

(1) 企画提案応募申請書（様式2）

(2) 会社概要表（様式3）

共同企業体の場合は、参加企業ごとに提出すること。

(3) 実績書（様式4）

(4) 企画提案書（様式5）

日本産業規格A列4番（以下「A4」という。）とし、表紙を含め片面印刷20枚以内で長辺綴りとする。

(5) 事業計画（様式6）

(6) 積算書（様式7）

積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価、数量または人数等を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、印刷製本費、使用料及び賃借料、消耗品費等）

ウ 一般管理費（委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な経費。「(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10/100以内」とする。)

エ 再委託費（企画提案仕様書を参照）

オ 消費税（上記の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として、10%（小数点以下切り捨て）で計算すること。）

(7) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る。）

(8) 履歴事項全部証明書

共同企業体の場合は、参加企業ごとに提出すること。

10 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

ア 沖縄県商工労働部内に設置する企画提案選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。

イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を選定する。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

ウ 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

エ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

オ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

カ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。

- a) 所得向上応援企業認証制度
- b) 経営革新計画認証制度
- c) 人材育成企業認証制度
- d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- e) パートナリシップ構築宣言企業

(2) 主な評価項目（予定）

以下のうち、特にア及びイを重視するものとする。

ア 業務に関する専門的知見等

本業務の趣旨を理解し、調査分析を行う能力を有しているか。

イ 提案内容

各種調査等に関して効果的かつ具体的な実施方法等が示されているか。

ウ 業務執行能力

スケジュール等が妥当であり、実施可能な体制となっているか。

エ 積算内容

積算は適切なものとなっているか、効率的なものとなっているか。

オ その他（県内他事業者への波及効果、認証制度の取得状況 等）

11 委託契約について

業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

12 その他注意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価及び決定するため、具体的な内容と進め方は、沖縄県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

<沖縄県財務規則>

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

【問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課（担当：當間・喜屋武）

電話番号 098-866-2340

E-mail : aa050075@pref.okinawa.lg.jp